

若桜町長 矢部 康樹 様
若桜町議会議長 川上 守 様

若桜町監査委員 藤原 重明

若桜町監査委員 山本 安雄

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 監査の実施日 令和元年6月28日（金）
- 2 実施場所 役場3階 議員控室
- 3 監査の方法と範囲 ふるさと創生課及び農林建設課並びににぎわい創出課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。

<ふるさと創生課>

- ① 平成30年度過疎地有償運送・運行支援事業補助金に係るもの及び平成31年度同事業の状況等について
- ② 平成30年度の地域おこし協力隊に係る任期、活動分野、活動内容等について

<農林建設課>

- ① 平成30年度の地域おこし協力隊に係る任期、活動分野、活動内容等について

<にぎわい創出課>

- ① 平成30年度の地域おこし協力隊に係る任期、活動分野、活動内容等について
- ② 平成29年度及び平成30年度のプレミアム付商品券発行事業補助金について

4 監査の着眼点

- (1) 地域おこし協力隊については、下記事項について効率的な事業運営がされているか。
- ・ 任期 ・ 活動分野 ・ 活動内容
 - ・ 採用の方法、人選はどのようにおこなっているのか。
 - ・ 活動状況、勤務の把握などの管理はどのようにおこなっているのか。
 - ・ 彼らを採用することで、若桜町に貢献していること又は今後大いに貢献するであろうことは何か。
 - ・ そのために、担当課としてどのように支援し、管理しているか、数値的な回答を求める。
 - ・ 今後も協力隊を活用して、若桜町の発展を期すか。
- (2) 疎地有償運送・運行支援事業補助金、プレミアム付商品券発行事業補助金については、効率的及び法令等を遵守して事務事業が執行されているか。

5 監査の結果

- (1) 地域おこし協力隊の活動状況と導入の効果について、各担当課では隊員の自主性に任せているところが大きく、町として関りが薄いと感じられる。隊員の活動を丁寧に管理・支援し、地域おこしの効果を共有できるよう、制度を運用されたい。
- (2) 疎地有償運送・運行支援事業補助金については、特に指摘事項なし。
- また、プレミアム付商品券発行事業については、若桜町商工会に出向いて監査を行い、取り組みや会計について説明を受けた。特に指摘事項なし。

以上